

陳情第29号（件名：北九州市自転車の放置の防止に関する条例の一部改正について）に係る法律・条例の条文（抜粋）

◆自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）

（自転車等の利用者の責務）

第十二条 自転車を利用する者は、道路交通法 その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。
- 3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

◆北九州市自転車の放置の防止に関する条例

（自転車の利用者等の責務）

第4条 自転車の利用者等は、公共の場所において自転車を放置しないように努めなければならない。

- 2 自転車の所有者は、当該自転車の見やすい箇所に自己の住所及び氏名又は名称を明記するとともに、当該自転車について防犯登録を受けるように努めなければならない。
- 3 自転車の利用者等は、前条の規定により市長が実施する施策に協力しなければならない。